

定額制の成立

唐代後半期における財務運営の転換

The Origin of Fixed Finances :
The Transformation of Financial Administration in Tang Dynasty

渡辺信一郎

WATANABE Shin'ichiro

はじめに

① 定額制の実態

② 定額制と財務運営

③ 定額制の成立

おわりに

【論文要旨】

建中元年（780）に成立した兩税・職役收取体系にもとづく財務運営の特質は、収支両面にわたる定額制の存在である。建中元年の兩税法の成立に際し、唐朝は、様々な制度外の租税徴収によって達成された大暦年間の各州最高実徴額を兩税定額として設定しなおし、また收取定額を上供（中央経費）・留使（地方道経費）・留州（地方州府経費）に再分配し、経費においてもその根柢に定額制を設定して財務運営をおこなった。それは、開元二四年（736）以後、建中元年に至る 45 年間に、過渡的に実施された租庸調制・「長行旨条」・定額制による財務運営にかえて兩税・専売制と旨符編成とによる運営に転換したものであり、本格的な「量出制入」による財務運営を開始することになった。「量出制入」にもとづく財務は、単年度ごとに正月に中央政府が発布する旨符（財政指針）と毎年度末十二月に塩鉄転運・度支・戸部の三司が宰相府に提出する会計報告および諸道節度使・觀察使が戸部尚書比部司に提出する勾帳（財務監査調書）とによって運営された。それはまた長期的に定額を設定することによって収支基準額を固定し、そのうえで財源不足や収入超過をやりくりすることによって収支均衡をはかる財務運営方式であり、予算制度に基づく財務運営ではない。この定額制にもとづく財務運営は、前提をなす兩税・職役收取体系とともに、18 世紀初頭の盛世滋生人丁による支配丁数と税額の固定、および 18 世紀半ばの地丁銀制成立によって事実上廃棄されるにいたるまで、ともに後期専制国家財政の根幹をなした。

【キーワード】 定額制, 兩税法, 量入為出, 量出制入, 長行旨条

はじめに——「量入為出」から「量出制入」へ

建中元年（780）に成立した両税・職役收取体系は、18世紀初頭の盛世滋生人丁による支配丁数と税額の固定、および18世紀半ばの地丁銀制成立によって事実上廃棄されるにいたるまで、定額制にもとづく財務運営とともに、後期専制国家財政の根幹をなした。建中元年を分岐点とする、前期律令制下の租・調・役（正役二十日）收取体系から、両税・職役收取体系への変化は、唐宋変革期の主たる内容であるだけでなく、中国前近代史を二分する転換期の象徴的事実であった。

両税・職役收取体系の最初期にあたる唐代後半期には、その制度的確立をめぐるさまざまな財務運営上の試行錯誤がおこなわれた。唐前期租調役制下の財務運営原則である「量入為出」から唐後期両税法下の財務運営原則である「量出制入」への変化もそのひとつである。

「量入為出」は、『礼記』王制篇に典拠をもつ財務運営原則である。それは、収入量と与件・前提として経費支出を制御する財務運営であり、古代中国のみならず、両税法が施行された北宋期以後の諸王朝の財務運営にあっても絶えず参照されるべき古典的財務規範であった。これに対し、建中元年二月の両税法施行をつたえる史料には、「凡百役之費，一錢之斂，先度其數，而賦於人，量出以制入」（『冊府元龜』卷四八八邦計部賦税二）とあって、「量出制入」が、両税法の施行とともに財政運営の基本原則となった。「量出制入」は、字義どおりに理解すれば「経費を量って収入を制御する」ことであり、現在の中国人研究者は「以支定収」と呼び変えている〔陳明光1989，李錦繡2001等〕。それは、経費支出と与件・前提として収入を制御する財務運営である。

ただ開成元年（836）に戸部侍郎判度支となった王彦威は、つぎのような興味深い発言を残している。

開成元年，召されて戸部侍郎を拜命し，まもなく判度支となった。……あるとき紫宸殿で上奏した，「わたくし，自らの官司が現在管理している錢穀帳簿を検分したところ，皆な収入を量って支出をとりしきり，経費は必ず充足し，過度に搾取することがないようにしています。富豪の家でさえ年ごとに蓄積するように，国家の軍用経費は，すべてにわたって，ことごとく項目ごとに額が定められ，年間の支出に寸分の誤差も出ません。たとえわたくしが愚かにも詐欺横領を働こうとしても，まったく不可能なのです。名づけて『度支占額圖』と申します（開成元年，召拜戸部侍郎，尋判度支。……嘗紫宸廷奏曰，臣自計司按見管錢穀文簿，皆量入以為出，使經費必足，無所刻削。且百口之家，猶有歲蓄，而軍用錢物，一切通用，悉隨色額占定，終歲支給，無毫釐之差。倘臣一旦愚迷，欲自欺竊，亦不可得也。名曰度支占額圖。『旧唐書』卷一五七王彦威伝）。

王彦威は，度支司の財政帳簿がすべて「量入為出」によって管理されており，経費は必ず充足し，軍事経費もすべて定額に従って支出され，年間の出納に寸分のくずれも出なかったと認めている。「量出制入」を原則とする両税法下の財務運営にあって，中央財務官司長官がみずから統括する財務管理のありかたを「量入為出」であると認識しているのである。このように「量出制入」と「量入為出」とは，ときによって互換することが可能であった。そのためには共通の基盤が存在しなければならない。

宮澤知之は、国家財政の原理として「量出制入」制が確立するのは、北宋期以後のことであると指摘する〔宮澤 1998〕。それは、国家財政のなかで軍事経費が圧倒的な比率を占めるようになり、軍事に支出される個別の物資の歳収額が財政全体における各物資の歳収額のほぼ85%で一定する事実を発見したからである。唐後半期に兵農分業が完成し、北宋以後、百万人の常備軍とその家族を養うための養兵経費が財政の大半を規定するようになったことからいえば、宮澤知之の指摘は、大局的に見て首肯できる。しかし、財務に関する発言の中で、北宋期の官僚たちのなかには、「量入為出」原則を前提に議論を展開する者が多い⁽¹⁾。すなわち両税法施行を契機として、唐宋変革期のなかで財政原則は、「量入為出」原則から「量出制入」原則へ大きく転換していったのであるが、両者は互用されることがあり、互換可能性をもっていたのである。互換可能であるためには、両者のうちに共通の基盤が存在しなければならない。

問題の解決は、この「量出制入」原則の実体の解明にある。「量出制入」は、「経費を量って収入を制御する」ことを原則とするため、これまでの唐代両税法研究にあつては予算制度の成立、あるいは展開であるとみなされてきた〔日野開三郎 1982, 鞠清遠 1944, 陳明光 1991 等〕。しかし、唐代後半期の財務運営の実際を観察してみると、単純に予算制度にもとづく財務運営であるとはいえない〔渡辺 2010〕。ここで注目したいのが定額制である。

結論をさきにいえば、唐代両税法下の「量出制入」は定額制を基盤とする財務運営であった〔陳明光 1991, 呉麗娛 1991〕。元稹は、その「錢貨議狀」において「国家が両税法を設けて以来、国家財政は三種類に限定された。一は上供（中央財政）、二は留使（道財政）、三は留州（州財政）であり、皆な支出を量って収入を制御し、定額によって経費を支給した（自國家置兩稅已來、天下之財、限為三品。一曰上供、二曰留使、三曰留州、皆量出以為入、定額以給資）」〔『元氏長慶集』卷三四〕と述べて、両税三分制と「量出制入」と定額による経費支給とが相互に関連することを明快に指摘している。両税法下の財務運営は、「量出制入」と定額制とを相互関係のうちにとらえなければ、十全に認識し得ない。

宋代以後の両税法下における財政史研究にあつては、「量出制入」原則に関わって、財政運用における「祖額」「原額」「定額」の歴史的意義の解明が種々になされてきた。宮澤知之は、これらを概括的に考察し、まず唐宋期から清代にいたるまで「原額主義（固定税制）」が貫徹すると考える通説〔何炳棣 1988, 斯波義信 1988, 長井千秋 1995 等〕を批判し、原額主義が貫徹する明清時代と定額・祖額が徴税基準額や財政収入の規模を概算する根拠基準であった唐宋時代とを区別し、歴史的な段階を設けている〔宮澤知之 1999〕。

唐宋期の定額・祖額制と明清期の原額主義とを段階的に区別する点は首肯できる。ただ宮澤が、そこから展開して北宋期における国家財政の原理的転換と唐中期の両税法の開始時点とは一致しない、すなわち両税法の成立と「量出制入」原則にもとづく国家財政の成立は時期的にずれると考える点には問題が残る。宮澤が指摘するように、両税法の課税原理から国家財政の一般原理を論じることができない。租税収入の原則と収入・経費をふくむ国家財政の運営原理とは対象と論理次元とを異にするからである。この点で「量出制入」原則を唐代両税法の六原則のひとつとした日野開三郎の所説に対する批判は正当である。

問題は、宮澤の指摘がこれまでの研究の批判的検討のうえに展開されたものであつて、唐後半期

の財政運営の具体的事実を吟味したうえで提起されたものではないという点である。とりわけ財政運営の根幹をなした定額制については、両税収入にかかわる日野開三郎等の所説を批判的に検討しただけであり、経費にまで拡大して吟味されてはいない。そこにはなお宮澤説を批判的に展開する余地が残されている。

両税法成立期の定額制の実態解明は、唐宋変革期の意義のみならず、北宋期以後の財務運営の歴史的特質を考えるための基礎的研究となるであろう。唐代両税法下における財務運営の定額制については、1980年代後半期以降、中国において収入・経費にわたって実態解明が進んでいるが、日本においてはほとんど研究が進んでいない。小論は、定額制の実態を再確認したうえで、「量出制入」と「量入為出」との互換可能性の根拠を探るとともに、さらに進んで定額制の出現過程を考察することにより、国家財政の運用原理における「量入為出」から「量出制入」への転化過程の歴史的特質を明らかにすることを目的とする。

①……………定額制の実態

両税法下の定額制にもとづく財務運営は、財政収入・経費支出にわたって、広く見られる現象である。この点については、李錦繡〔2001〕が収入・経費両面にわたって史料を収集整理しており、間然するところはない。ただその定額制の事実評価については、なお展開する余地がある。考察の前提として、以下に①財政収入・②経費支出に分け、あらためてその主要なものをとりあげて実態を確認しておきたい。まず財政収入から。

(一) 財政収入の定額制

唐代両税法下の財政収入総額は、3600万貫石である。そのうち中央収入総額は、1200万貫石であり、残る2400万貫石は地方収入総額であった。度支の管掌する中央財政の中核をなしたのは両税収入と専売収入とであり、その収入額はほぼ拮抗していた。残された史料によれば、建中元年の中央の両税総収入は約1300万貫石である。これに対して専売収入は塩利900万貫（貞元年間）、榷酒156万貫（太和年間）、稅茶50万貫（貞元年間）であり、約1100万貫であった〔渡辺2010〕。それぞれの時期が異なるので正確な対比は出来ないが、両者がほぼ拮抗する額であったことは理解できる。⁽²⁾

両税収入が定額制にもとづくことは、陸贄が、「州ごとにそれぞれ大暦年間中の錢穀徵收額が最多であった一年を選んで両税定額とした（毎州各取大暦中一年科率錢穀數最多者、便為兩稅定額）」と、両税法創設時の状況を述べていることから分かる。⁽³⁾ 両税収入は、錢額部分と斛斗（穀物）部分とにわけて収取され、両税錢額部分はさらに反物による折納錢額部分と現錢部分とにわかれていた〔船越泰次1996、島居一康1993〕。すなわち両税創設にあたって、各州の両税額は、錢額部分・斛斗（穀物）部分ともに大暦年間の最高収取額を定額としたのである（この最高収取額が、あらゆる制度外収取・賦斂を合算した額であったことは後に述べる）。この両税定額は、元稹「錢貨議狀」に見たとおり、上供（送省）・留使・留州に三分され、中央・道（節度使・觀察使）・州府に送られてその経費になった。これらの配分も定額制であった。その具体的様相を見ることにしよう。

錢額部分についていえば、貞元末年の京兆府留府（留州）錢額部分が定額制であったことを宰相

鄭珣瑜が伝えている。⁽⁴⁾また元和五年（810）正月には、兩税三分制の改革をおこなうと同時に、また兩税錢額のうち、元來現錢を徴収しなかった州に対し、新たに現錢を徴収することとし、各州府の申請にもとづいて定額を決定し、これを勅額と呼んでいる。⁽⁵⁾さらに「大中四年（850）正月大赦節文」に「諸道州府が徴収すべき兩税の反物納入部分、ならびに留使經費中の錢額物納部分の虚估・実估および見錢による納入については、從來皆な定額がある（諸道州府應所征兩税正段等物、並留使錢物納正段等、虚實估價及見錢、從來皆有定額）」（『冊府元龜』卷四八八賦税二）とある。これによれば、留州・留使の兩税錢額部分のなかに反物による折納錢額部分と現錢部分とがあり、また折納錢額部分のなかには虚估（割増価格）による折納錢額部分と実估（各市の市場価格に基づいて匂ごとに決定される行政価格、時估）による折納錢額部分とがあって、その各おのに定額が規定されていたのである。⁽⁶⁾

錢額部分だけでなく斛斗部分も定額制であった。「会昌二年（842）四月二十三日上尊号赦文」によれば、「州府の兩税錢額物納部分・穀物部分には、毎年各おの定額がある（州府兩税物斛斗、毎年各有定額）」とあり、州府の錢額部分・斛斗部分ともに毎年定額があったことを伝えている。⁽⁷⁾また「会昌元年（841）正月制」にも、「内外諸州府の百姓が作付した田苗から徴収する穀物には、もとより定額があった（内外諸州府百姓所種田苗率税斛斗、素有定額）」（『唐会要』卷八四租税下）とあって、斛斗部分の定額制を伝える。

さらに文宗太和五年（831）十一月詔によれば、新たに唐に帰順した平盧軍節度使管下鄆曹濮淄青登齊萊兗海沂密等十二州に対し、「兩税・榷酒（専売）額、及び徴収反物の匹数とその虚估・実估による錢額配分、ならびに留州・留使・上供等の錢物・斛斗の配分」について、項目ごとに一定額を立てて上申するよう指示している。⁽⁸⁾

兩税収入は、全国額、中央上供額、留使額、留州額の区別があり、またその内部において錢額反物徴収部分（うちにまた実估折納部分と虚估折納部分とがあつた）、錢額現錢徴収部分、穀物徴収部分の区別があり、それらの細部にいたるまで、毎年の収入定額が規定されていたのである。

専売収入にもまた定額が設定された。まず塩専売収入の定額がある。代表的なものとして、太和三年（829）四月勅によれば、度支使の管轄下にあつた河東塩池の専売収入は、実錢百万貫の定額制であった。⁽⁹⁾変ったところでは、「長慶元年（821）三月、烏池に勅して毎年塩専売収入によって米を購入させ、15万石を定額とした（長慶元年三月、勅烏池毎年糶鹽收榷博米、以一十五萬石為定額）」（『唐会要』卷八八塩鉄使条）とあって、生産した塩で購入する穀物量（米額）を定額とすることもあつた。その他の塩生産地についても李錦繡が多くの史料を集成しており、各塩監・塩場ごとに定額が設定されていたことが分かる〔李錦繡2001〕。

榷塩収入については、貞元二年から元和七年にいたる江淮・河南・河内・兗鄆・嶺南諸監院の総収入の記録が残っている。次頁にその一覧表をあげる。

これらには、収入不足の報告はなされていないので、余剰をふくむ実収額であろう。この実収額から一割強の生産費を差し引いた残額が、度支使に送られて、その収入となる。これによれば、江淮・河南・河内・兗鄆・嶺南諸監院の元和年間前半期の収入定額は、おそらくは実估六百万貫であつた。⁽¹⁰⁾若干の余剰を含んだ額が中央度支に納入されたと考えられる。このことは、定額制が一面では基準額の機能をはたしたことを示している。宮澤知之の指摘は正しい〔宮澤1999〕。⁽¹¹⁾

唐代後期塩鉄使系権塩収入一覧(『冊府元龜』卷493邦計部山沢1)

年 代	糶塩価銭	虚銭価格(四倍時估)	対象地域・機関
貞元2年(786)		659万6000貫	江淮河南河内兗鄆嶺南諸監院
永貞元年(805)		753万0100貫	江淮河南河内兗鄆嶺南諸監院
元和元年(806)		1128万貫	江淮河南河内兗鄆嶺南諸監院
2年(807)		1305万7300貫	江淮河南河内兗鄆嶺南諸監院
3年(808)	727万8160貫	1781万5807貫	江淮河南河内兗鄆嶺南諸監院
4年(809)		1805万3600貫	諸道塩鉄使
5年(810)	698万5500貫	1746万3700貫	江淮河南峽内嶺南兗鄆等鹽院
6年(811)	685万9200貫	1712万7100貫	除峽内鹽井外
7年(812)	678万4400貫	1717万8900貫	江淮兗鄆等鹽院

榷酒(専売)については、さきあげた文宗太和五年(831)十一月詔の事例がある。そこには、兩税収取とともに榷酒銭の定額徴収が指示されている。榷酒銭は、「もと皆な兩税に随つて衆戸から徴収した(榷酒銭、舊皆隨兩税徴衆戸)」とあって、兩税の定率附加税として徴収されることが多い。⁽¹²⁾ 兩税の定額規定に付随して徴収されるのであるから、榷酒銭が定額制をとることは自明である。税茶にも専売定額が設定された時期がある。文宗・太和九年(835)の茶法再編に際し榷茶使が設置されたが、そのうち常州においては、開成二年(837)に、増収額を加えて新たな正額が設定されている。⁽¹³⁾ それは、定額が短期に改定される典型的な事例である。つぎに経費に移ろう。

(二) 経費の定額制

収入と同時に経費にあっても定額制がとられた。沈既済が建中二年(781)の上疏で述べるように、唐代後半期の経費は、①軍事(養兵)費、②官俸、③その他雑費によって構成され、前二者がほぼ90%を占めていた(臣嘗計天下財、耗斂之大者、唯二事焉。最多者兵資、次多者官俸。其餘雜費、十不當二事之一。『冊府元龜』卷四七四)。陸贄も「経費の大なるものに三あり。軍食がその一、軍衣がその二、内外官月俸及び諸種手当がその三である(経費之大、其流有三。軍食一也。軍衣二也。内外官月俸及諸色資課三也)」(『陸宣公集』卷二「均節賦税恤百姓六条」と同様の見方を示している。

軍食・軍衣(養兵費)の定額制を直截に示す史料は、管見の限りなお見出せない。ただ開成二年(837)正月に提出された戸部侍郎判度支王彦威の『供軍図』によれば、「天下の租賦を計算すると、一歳の収入は総て三千五百余万をこえない。上供額はその三分の一であり、(上供額の)三分の二は兵士の給与・ボーナスに支出する。留州・留使の地方経費からの養兵費支出の外、のこる四十万の養兵費は度支から支給されている(今計天下租賦、一歳所入、總不過三千五百餘萬。而上供之數、三之一焉。三分之中、二給衣賜。自留州使兵士衣食之外、其餘四十萬衆、仰給度支)」とあって、上供・留州・留使ともに、一定額を養兵経費に充てていたことがわかる。⁽¹⁴⁾ また「はじめに」で述べたように、『供軍図』の上表にあたって、「軍用経費は、すべてにわたって、ことごとく項目ごとに額が定められ、年間の支出に寸分の誤差も出ません(軍用錢物、一切通用、悉隨色額占定、終歳支

給、無毫釐之差)」と述べている。軍事経費が定額制によって運営されたことは明らかである。

官人・官吏の俸給・諸手当が定額制によって運用されたことは、いくつかの史料が明示している。たとえば貞元四年（788）正月の中書門下（宰相府）の上奏には、「中書門下が上奏した、中央文武官員及び京兆府官員はすべて三〇七七員である。旧来の給与額及び新たに増加した額によれば、毎月、錢額五万一四〇四貫六一七文に相当し、一年ではすべて六一万六八五五貫四〇四文に相当する〔三四万八五〇〇貫四〇〇文は旧来の額であり。二六万八三五五貫四文は新たに増加した額である〕（中書門下奏、京文武及京兆府縣官總三千七十七員。據元給及新加、毎月當錢五萬一千四百四貫六百一十七文。一年都當六十一萬六千八百五十五貫四百四文〔三十四萬八千五百貫四百文舊額。二十六萬八千三百五十五貫四文新加〕）」（『冊府元龜』卷五〇六俸祿二）とある。これによれば、中央官僚の給料銭に改定があり、旧額（元給）と新加増額とを区別していて、定額のあったことが分かる。地方官の給料銭も同様であったろう。この記述から、定額は、時時に改定されることが分かる。

また太和二年（828）十月の西川觀察使の上奏では、管轄部内の諸州官員の増減を提案するとともに、「課料錢・職田・祿米等につきましては、各おの元額によって支給するようお願い申し上げます（其料課・職田・祿米等、伏望各依元額支給）」と、元額による俸給・諸手当の支給を要求している⁽¹⁵⁾。また太和四年（830）七月の吏部上奏は、遠方諸道の州県官の課料錢を元額によって支給するよう要請している⁽¹⁶⁾。さらに大中六年（852）十二月の中書門下上奏は、諸藩鎮の官員の俸料・職田・祿米・時服・雜給、並びに諸種人事・用度等について、藩鎮設置時に定額が設定されたにもかかわらず、歳月の経過により変更や費目の新設があるので、すべて除去して旧規（旧額）へ帰帰することを要請している⁽¹⁷⁾。

これらによれば、中央・道（節度使・觀察使）・州府の経費の主要部分をなす官員給与・諸手当には、項目ごとに定額が割り当てられていたことが分かる。さらに経年による変更や新設費目などがあって、この定額も無視される傾向が一方にあり、それでもまた一方では定額を維持する努力がはらわれ、必要なあいには時時に定額を改定することがあったのである。

その他経費に移ろう。唐後半期には保険的経費として、地方経費の中の別枠経費である常平義倉斛斗が蓄積された〔船越泰次 1996、渡辺 2010〕。常平義倉斛斗も定額（元額）制であった。それは、開成元年十一月に、忠武軍節度使杜悰・邠寧軍節度使王源が上奏し、かれらの道管轄下の常平義倉斛斗につき、元額以外に、別に十万石を蓄えて、災害に備えることを要請していることから分かる⁽¹⁸⁾。

また唐代の中央・地方の各官司には、本錢とよばれる特別経費があった。本錢の配分を受けた官司は、それを元本（資本）として捉銭戸などとよばれる人びとに貸し付けて運用させ、利潤・利益をあげさせて、官司の独自経費を構築した。たとえば元和二年（807）閏十二月、武元衡は、集賢殿の厨房用経費を調達するために捉銭人一人あたり 250 貫文を定額とする本錢設置を提案している⁽¹⁹⁾。また元和九年（814）十一月の食利本錢改定にあたって、祕書省等三二官司から提出された文書には、「管理すべき食利本錢・反物は五万三九五二貫九五五文である〔各官司は（捉銭人の）逃亡・散逸により、現在額・徴収額ともに、元額と異なっている。今はただ元の定額数に拠る〕（應管食利本錢物五萬三千九百五十二貫九百五十五文〔各隨司被逃亡散失、見在見徵數額、與元置不同。今但據元置數額而已〕）」とあって、元額（元置數額）のあったことが分かる。

また州刺史着任時の調弁備品や離任時餞別物品にも至徳二年（757）・乾元元年（758）・会昌元年（841）の制勅により、各州に定額・旧規定額が設定されており、また宮中からの臨時の特別調度品・物品調達（宣索）についても貞元年間の経費を定額として制限することが提案されている。これらことから、経費の相当細やかな部分にまで定額制の及んでいたことが確認できる。

（三）定額制と「量出制入」

唐代後半期の「量出制入」原則のもとにあつては、収入・経費ともに定額が設定され、定額制を基礎として財務が運営された。定額制は、長期的に収支基準を固定することによって、収支均衡をはかる財務運営方式である。このばあい定額は、これまで見てきたように収入・経費の各細目にわたって設定されており、また州刺史着任時の調弁備品や離任時餞別物品が至徳二年（757）・乾元元年（758）・会昌元年（841）の制勅によって改定されたように、時時に個別に見直されて改定されることがあった。さらに貞元四年（788）正月赦文、元和十五年（820）二月勅文によってくりかえし指示されたように、戸等の審定とともに、天下兩税は3年ごとに改定されるきまりであつた⁽²²⁾。そもそも「旧額」「元額」という記述は、定額が守られなかったり、改定されたりしたことを表現している。すなわち、唐代における定額は、一旦きまれば永久不変の原則となる性質のものではなく、収支にわたって設定された比較的長期にわたる基準値の機能をはたしていたのである。

冒頭にかかげた元稹「錢貨議狀」の「国家が兩税法を設けて以来、国家財政は三種類に限定された。一は上供、二は留使、三は留州であり、皆な支出を量って収入を制御し、定額によって運営した（自國家置兩税已來、天下之財、限為三品。一曰上供、二曰留使、三曰留州、皆量出以為入、定額以給資）」の内容をこれまでの考察によって展開すれば、「量出制入」とは、さきに支出額を確定したうえで収入を確保するような財務運用ではなく、収入・支出ともに細部にいたるまであらかじめ定額が規定される財務運営方式であつた。それは、比較的長期間にわたって、収入・支出双方に定額制がとられるのであり、単年度収支を前提とする予算制度とも異なる財務運営である。その運用は、定額の経費支出に重きをおけば、文字通り「量出制入」となるが、定額の収入に重みをもたせれば「量入制出」「量入為出」と呼んでもまちがいはない。すでに指摘したように唐後半期以後の兩税法下にあつても、「量入為出」に言及する官僚が散見する。それは、「量入為出」が『礼記』王制篇を典故とするというイデオロギー的理由からだけでなく、収入・経費ともに定額制を基盤におく兩税法下の財務運営の特質に由来するからでもある。そうして、後者の定額制こそ、その実体であり、かつ本質であつた。つぎにはこの定額制からみた財務運営の特質を考察しなければならない。

②……………定額制と財務運営

定額制は、比較的長期にわたって収支基準額を固定することにより、収支均衡をはかる財務運営方式である。財務が定額どおりに運営されていれば、問題を生ずることはない。しかし自然災害に対する振恤（救済）経費や異民族の侵入、内乱の発生などによる戦費の調達は、定額による想定を超えることがままある。収入・経費の相当細やかなところまで定額制が実施されると、平時はまだ

よいが、戦争などの問題が起こると財務運営は硬直して融通のきかないものとなるはずである。しかし定額を設定して財政の中核を確定したうえで、中央財務官司や地方節度使・観察使・州府は、定額を越える余剰や欠損を生じると、種種の運用をつうじて元額の維持をはかった。定額の維持が不可能であると判断されたときには、時時に定額が改定され、現実的な対応がはかられた。これが「量出制入」の財務運営である。実態に即して確認することにしよう。

定額制が財務運営の基盤にある以上、余剰や不足の出ることが当然にある。そのばあい、どのように処理されたのであろうか。

まずその前提として、中央政府がどのようにして定額錢物の収支を把握したのか、元和十三年(818)の中書門下(宰相府)上奏と長慶元年(821)六月の比部の上奏から窺うことにしよう。まず『唐会要』巻五八戸部侍郎条にこうある。

元和十三年十月、中書門下が上奏した、「戸部・度支・塩鉄三司の財物は、皆な国家財政を構成する。その出納に当たっては、項目を明確にすべきである。このごろは因循して、まったく区別することがないので、年末の会計監査には拠るべき基準がない。つまり根本に法制がないので、項目・数値を操作しやすいのである。今より後は、年末ごとに、各官司に毎年正月一日から十二月三十日までの収入額と支出額とを二つの文書に分けて書き上げ、つぎの年の二月末までに上奏させ、あわせて中書門下あて報告させるようお願い申し上げます。……戸部の出納についても、この取り決めを法とします。法制が定まるうえに、ごまかしも跡を絶つこととなります。もし施行可能なら、定法と致したく願ひあげます」と。これを許した。(十三年十月、中書門下奏、戸部度支塩鉄三司錢物、皆繫国用。至於給納、事合分明。比来因循、都不剖析、歳終会計、無以準繩。蓋縁根本未有綱条、所以名数易為盈縮。伏請起自今以後、毎年終、各令具本司毎年正月一日至十二月三十日所入錢数、及所用数、分為兩状、入来年二月内聞奏。併牒中書門下。……戸部出納、亦約此為例。条制既定、亦絶隱欺。如可施行、望為常典。從之)。

この元和十三年(818)の中書門下の上奏によって、中央財政機構である戸部・度支・塩鉄三司それぞれに、正月一日から十二月三十日までを会計年度として、各財務官司の収入・経費を中書門下に報告することが義務づけられるようになり、戸部・度支・塩鉄の三司の宰相府への統括が始まった[渡辺2010]。この中央財務官司に対する財務報告の義務づけは、さらに地方州府の財務監査報告の義務化に進む。『唐会要』巻五九比部員外郎条には、こうある。

長慶元年(821)六月、比部が上奏した、「制勅によると、諸道の年末の勾帳(監査帳簿)は、従前の勅例に依拠するがよい。近頃、刺史が留州錢物額内から、妄りに錢物を減少させ、不正規に支出することがあると聞く。観察使に委ねて聞き取りや取調べをおこなわせ、必ず重く処分を加え、減少させた諸州府を誡めさせよ、とあります。諸州府は、かくして各おの録事参軍に委ね、留州定額錢物のなかから、支出した部分、及び支出以外の余剰の現有錢物については、各おの種別に書き上げ、明瞭に帳簿を作成し、法定期日によって比部に上申したいと請うてきました。比部は、通常の期限に従い、つねに五月三十日を期限としてすべてとりまとめて上奏し、勅旨が下ったあと、あらためて戸部に送付いたします。もし期限にそむき、及び隠匿・脱漏して上申しなければ、録事参軍及び当該判官については、並びに吏部に通達して処罰します。」「宜しく従うべし」と勅旨があった(長慶元年六月、比部奏、准制、諸道年終勾帳、宜依承前

敕例。如聞、近日刺史留州數内、妄有減削、非理破使者。委觀察使、風聞按舉、必重加科貶、以誠刻減者。其諸州府仍請各委録事參軍、毎年據留州定額錢物數破使去處、及支使外、餘剩見在錢物、各具色目、分明造帳、依格眼申比部。准常限、每限五月三十日都給、奏旨下之後、更送戸部、若違限及隱漏不申、録事參軍及本判官、並牒吏部科罪。敕旨宜從。

その内容は、管轄下州府の留州定額錢物について、処分・支出した錢物内容や余剰・現在する錢物内容を項目ごとに書き上げ、諸道節度使・觀察使が年度末十二月に勾帳（財務監査帳簿）を作成したうえ、五月末日までに比部司に上申し、皇帝の裁可をうけたのち、戸部司に送られ、期限違反・申告漏れのあるときは、各州府担当官吏（録事參軍及び担当判官）を処分するというものである。各州府の財務の監査基準は、各州府に設定された定額であり、単年度ごとに実施された。

このような正月一日から十二月末日までを年度とし、中央財務官司、地方州府に対して財務報告・監査報告を義務化した詔勅がどれほど有効であったか、確言することはできない [李錦繡 2009]。ただこの時期の國家財政が正月から始まる単年度ごとに財務状況の把握と監査を実施しようとしたことは明らかである。それは、年度当初の正月に財務指針（旨符）が出され、十二月末日をもって各財務官司から財務報告を提出させることで完結するのであるが、この点はのちにまたふれることにして、話題を定額制にもどすことにしよう。

長慶元年六月の比部上奏によれば、単年度州府財務においては、「妄有減削、非理破使」、及び余剰がでることを前提に財務監査報告を義務づけている。それは、文中に「留州定額錢物」とあって、定額制を前提にしているからである。定額を基準とするのでなければ、削減額や余剰額を判断することはできない。定額は、基準値としての機能を果たしたのである。

余剰がでたときの運用で興味深い事例を提供するのは、會昌元年（841）正月の制勅である。『唐會要』卷八四租税下条にこう見える。

會昌元年正月、制する、租税收取には常規があり、王制篇に記してある。徴収に限度がなければ、民衆には抛りどころがない。内外諸州府の百姓が作付する田苗の徴税穀物にはもとより定額がある。聞けば、近年州県の長吏は法制を守らず、規定外に徴収し、農業に励む人びとにいよいよ困苦を加えている。また毎年官吏を（農村に）派遣して巡検させるので、混乱はかなり深刻である、という。今より後は、州県が毎年徴収する穀物は、一切定額となし、収穫高を見て定額外の徴収をしないようにせよ。もし荒田・陂澤・山原の地を開墾・耕種しえた百姓がいたならば、州県はみだりにその収穫量を問うてはならぬ。五年間は租税徴収の対象外とし、五年を経過すれば、規定に依って租税を徴収せよ。一郷の中にあつては、先ず貧戸の租税未納分の穴埋めをおこなえ。もし未納分がなければ、衆戸が納入すべき穀物を均等に減額せよ。ただ元額を保持することとし、耕地ごとに課税してはならぬ。よつて本道觀察使に命じ、毎年収穫の時、管内の開墾耕作地の面積、及び上供・留州・留使に分配すべき穀物量を書き上げ、項目ごとに分けて上奏させよ。もし上奏した数量のほかに、余分に人戸に穀物を納入させたときは、刺史以下官員ならびに各級吏員には、重い懲罰を加えることとし、觀察使から上奏して皇帝の指示をおのがせよ。なお郎官・御史を派遣し、度支・塩鉄知院官と実状を調査し、上奏させよ（會昌元年正月制、租斂有常、王制斯具、徵率無藝、齊民何依。内外諸州府百姓所種田苗率斛斗、素有定額。如聞近年長吏不守法制、分外徵求、致使力農之人、轉加困弊。亦有毎年差官巡

檢，勞擾頗深。自今已後，州縣每年所徵科斛斗，一切依額為定，不得隨年檢責數外。如有荒閒陂澤山原，百姓有人力能墾闢耕種，州縣不得輒問所收苗子，五年不在稅限，五年之外，依例收稅。於一鄉之中，先填貧戶欠闕。如無欠闕，即均減衆戶合徵斛斗。但令不失元額，不得隨田加稅。仍委本道觀察使，每年秋成之時，具管內墾闢田地頃畝，及合徵上供留州若使斛斗數，分折聞奏。如所奏數外，有贖納人戶斛斗，刺史以下并節級，重加懲貶。觀察使奏聽進止。仍令出使郎官御史，及度支鹽鐵知院，訪察聞奏。

ここには、州県次元で定額制を維持するための二つのばあいととりあげられている。第一は、各州府の長官が毎年部下を派遣して収穫状況を査察させ、出来高にしたがって定額外の斛斗を徴収することを禁止するものである。元積も同州刺史であったとき、部下の官員による管下七県の査察をとりやめ、百姓の自主申告によって現実の耕作面積を確定し、これに両税元額を均等配分することによって、定額維持をはかっている⁽²³⁾。

第二に、開墾による増収があるばあい、5年間徴税を免除し、5年経過後に徴税を開始すること、その増収分を郷内の租税未納分の穴埋めにあてること、未納分がないばあいは郷内の徴収額を戸別に均等に減額することによって、定額（元額）を維持するよう指示している。これは、州府の定額制と同時に、おそらくは県段階をふくめて、郷の両税収取にいたるまで定額の割当があり、年ごとの収穫高の増減、開墾による郷内の作付地面積、および収穫量の増減にかかわらず、定額制が維持されたことをものごとがたっている。

定額の維持が追求されても、定額以上の余剰が出る。余剰には、一旦定額に従って支出されたものの、使い切れずに残った廻残銭物や、定額以上に徴収できた羨余銭物がある。廻残・羨余銭物の出現は、定額制が現れた唐代後期財政に固有の現象である。諸州府の諸種定額内で発生した廻残・羨余銭物の処理について、いまのところおよそ三つの運用法を確認することができる。

第一は、皇帝への進奉財源とするものである。進奉とは、皇帝の恩幸を得るために、藩鎮・觀察使や州刺史、あるいは中央財務官司が「余剰財物」を皇帝に貢納・進献することである。貢納銭物は、皇帝専用の財庫である内庫に収蔵された〔中村裕一 1971〕。

進奉財源には種種のものがあつたが、羨余銭物は、その中核であつた。『旧唐書』卷四八食貨志上にこうある。

そのかみの興元年間、京師を奪回して後、財庫がことごとく空になると、諸道から初めて進奉があり、経費を助けた。また時に（朝廷から）宣索がおこなわれた。その後賊軍が平定されると、朝廷は平穩になったが、常賦以外に進奉が休みなく続いた。劍南道節度使韋臯は「日進」、江西道觀察使李兼は「月進」とあだ名され、揚州刺史杜亞、宣州刺史劉贄、浙西觀察使王緯・李錡等は皆な競って進奉をおこない、恩澤を強固にした。入貢の上奏には、皆な「それがし正税の外にやりくりしたものです」と述べ、また「羨余」とも言った（先是、興元克復京師後、府藏盡虛。諸道初有進奉，以資經費。復時有宣索。其後諸賊既平，朝廷無事。常賦之外，進奉不息。韋臯劍南有日進，李兼江西有月進，杜亞揚州，劉贄宣州，王緯・李錡浙西，皆競為進奉，以固恩澤。貢入之奏，皆曰，臣於正稅外方圓，亦曰羨餘）。

羨余銭物は、正税の額外に操作して造りだした財物であり、時にはその実体が正額の財物であることもあつた⁽²⁴⁾。

李翱は、元和十五年(820)に上程した『論事疏表』(『李文公集』卷九)の「疏絶進獻」のなかで、つぎのような興味深い証言を残している。

建中年間以来、税法が変更されず、百姓が苦しんでいることは、すでに前篇で述べました。現在、節度使・観察使は進奉する際、必ず軍府の羨余錢物であり、百姓から搾取したものではない、と言います。そもそも供軍錢(道經費)と留州錢(州經費)には、各おの定額があります。もし兵士の欠員不補充分や給与ピンはねで生み出したのでないとしたら、天から錢帛が降ってくるわけではなく、泉のように湧き出るものでもない以上、百姓から搾取したのでないなら、どこから搾取したというのであろうか。もとより官店を設置して商人に経営させる者あり、酒を醸造して官売する者あり、その他巧みに名前をつけた様ざまな割当賦課があり、これらはみな百姓の利益を収奪し、夏殷周三代の古典的税法を台無しにするものであります。公には進獻に仮託し、これによって私利を成し遂げようとするもので、決して太平のご政道ではありません(臣以為、自建中以来、税法不更、百姓之困、已備於前篇矣。今節度・觀察使之進獻、必曰軍府羨餘、不取於百姓。且供軍及留州錢、各有定額。若非兵士闕數不填、及減刻所給、則錢帛非天之所雨也、非如泉之可涌而生也。不取於百姓、將安取之哉。故有作官店、以居商賈者、有釀酒而官沽者。其他雜率、巧設名號。是皆奪百姓之利、虧三代之法。公託進獻、因得自成其私、甚非太平之事也)。

この報告から、皇帝への進奉財源が百姓からの収奪物を根幹とし、地方定額經費のなかの欠員兵士給与經費、兵士給与からのピンはね、商業経営、酒造経営による利益、その他様ざまな賦課を来源とすることが分かる。

白居易は、またこれを詩に託してこう批判している。

……

昨日輸殘稅。因窺官庫門。	昨日殘稅を輸し、因りて官庫の門を窺えば、
繪帛如山積。絲絮似雲屯。	繪帛は山の如く積まれ、絲絮は雲の似く屯ろす。
号為羨余物。隨月獻至尊。	号して羨余の物と為し、月に随い至尊に獻ず。
奪我身上煖。買爾眼前恩。	我が身上の煖を奪い、爾が眼前の恩を買う。
進入瓊林庫。歲久化為塵。	進めて瓊林庫に入れば、歲久しくして化して塵と為らん。(『白氏文集』卷二「重賦」)

羨余錢物が決して正規の一般財政からの余剰だけでなく、農民からの強制的な不正収奪をも含んでいたことが分かる。

第二は、留使錢を補完して道(節度使・観察使)の經費財源を構成するものである。浙西觀察使であった李德裕は、道財政の逼迫を説明する上奏のなかで、「また元和十五年(820)五月七日の赦文によれば、諸州の羨余錢物は道に送付させない、とあります。浙西道にはただ留使錢五十萬貫があるだけで、毎年十三萬貫の經費不足となります。常に儉約に励み、あらゆる補填を試みても、經費は赤字を免れません(又準元和十五年五月七日赦文、諸州羨餘不令送使。唯有留使錢五十萬貫、毎年支用猶欠十三萬貫不足。常須是事節儉、百計補填、經費之中、未免懸欠)。(『旧唐書』卷一七四李德裕伝)と述べて、管轄下諸州からの羨余錢送進が禁止された為に、道經費のかかなりの部分(13萬貫)が不足したことを指摘している。

第三は、公用錢として地方官司の独自財源とするものである。廻残・羨余錢物は、公用錢として道・州等の地方官司の独自財源となっていた⁽²⁵⁾。しかしその使用範囲は、確定していなかった。太和四年（830）九月の比部上奏は、つぎのような提言をおこない、皇帝の裁可を得て、その具体的な使用範囲が最終的に確定された。『唐会要』卷六八刺史上にこうある。

その年（太和四年）九月、比部が上奏した、「太和三年十一月十日の敕文によると、……すべて羨余錢物の使用については、並びに明らかに条目を作成させて、州府に下降せよ、とあります。謹んで条目を書き上げ、以下のごとく申請いたします。

- ①城郭及び公廡・屋宇・器械・舟車・什物等につき、造営・修理すべきばあい、創設したり、取替えたりする必要があるばあい、
- ②或いは公私の客使があったり、あわせて朝官を拜命する者が通りかかったり、新旧官吏の送迎行事があったりして、慣習として接待、はなむけの饗宴、贈与をおこなうべきばあい、
- ③或いは官属・将校・所由等が、不法摘発のために巡検し、盜賊を追捕するのに、褒賞を与える必要や、旅費を支給すべきばあい、
- ④或いは百姓が貧窮して、納税できなかつたとき、納入を免除し、元の税額を補填する必要があるばあい、
- ⑤或いはたまたま豊作となり、穀物を買上げて貯備し、災害に備える必要があるばあいには、並びに使用することを許す。

本州の諸種の正額内の廻残羨余錢物等は、もしこれらの条目によって使用するのであれば、ただちに贓犯と同様とみなす。これら錢物を支出したときには、並びに必ず文書を作成し、監査の証拠とさせたい」。

「宜しく依るべし」と勅旨があった。そこで御史台に委ね、この上奏によって監察させることとした（其年九月、比部奏、准太和三年十一月十日勅文、……其應合用羨餘錢物、並令明立條件、散下州府者。謹具起請條件如後。應有城郭及公廡屋宇・器械・舟車・什物等、合建立脩理、須創置添換者。或有公私使客、兼遇徵拜朝官、送故迎新、舊例合有供應宴餞贈賂者、或僚屬將校所由等、有巡檢非違、追捕盜賊、須行賞勸、合給程糧者、或百姓貧窮、納税不逮、須有矜放、要添填元額者、或週年豐穀熟、要收糴貯備、以防災蔽者。右以上並任用當州所有諸色正額數内、迴殘羨餘錢物等、如不依此色、即同贓犯。其所費用者、錢並須立文案、以憑勘驗。勅旨、宜依。仍委御史臺、准此勾當）。

これによれば、廻残・羨余錢物を財源とする公用錢は、①官庁の建物・調度品の建設・修繕、②公私の使者や官僚交代にかかわる接待費、③地方的警察業務、④租税未納分補填のほか、⑤災害用貯備として指定されていたことが分かる〔渡辺2010〕。

当時、自然災害が頻発すると租税納入のできない百姓が逃亡して逃戸となることがままたり、州県は元額を維持するために、逃戸の税額を現在戸に一律割り当てしたり（攤配）、逃戸の所有地を処分して税額に充当したりすることがあり、これがさらに逃戸を発生させるという悪循環を生じていた⁽²⁶⁾。廻残・羨余錢物による④租税未納分補填は、両税収入の元額を補填することを目的としており、収入・経費の余剰が両税収入の定額維持の財源になっていたことが分かる。定額制をメダルの表とすれば、廻残・羨余錢物はその裏であった。定額制でなければ廻残・羨余錢物は生じないし、廻残・

羨余錢物によって定額制では担保しえない財源を構成したり、正額を維持したりすることが可能となったのである。定額制を基盤とする「量出制入」は、収支にわたる定額（基準額）を確定することを前提に、その余剰・不足を操作する財務運営であり、本質的に予算制度ではありえないものであった。

③……………定額制の成立——開元二十四年度支長行旨条の成立

では、定額制はどの時点で出現したのであろうか。唐前期律令制下の財務運営は、収支未分離のオイコス Oikos 財政をその特質とした〔渡辺2010〕。それは、各州から尚書省に上申される計帳を基礎に、そこに記載される正丁数に一丁あたりの租調庸の收取額を乗じて各州の収入見込み額を算定し、州ごとに京師（長安・洛陽）への輸送（送京）、外州（辺境軍事地帯等他州）への輸送（外配）を指定して、経費配分をおこなうものであった。それは収入見込みと経費配分とが一体化した財務運営であり、また収入を見込んで経費配分をおこなうことからいえば、まさしく「量入為出」原則にもとづく財務運営であった。

「支度国用」と呼ばれるこの財務運営は、全国315州の各州ごとに収入見込みと経費配分（送京・外配）がおこなわれるため、きわめて煩雑な手続と膨大な文書による指令が必要になる。大津透がトルファン文書によって復原した「儀鳳三年（678）度支奏抄・四年金部旨符」は、その一端を具体的に表現している〔大津透2006〕。

この財務運営は、支配戸数が少ないばあいはなお可能であるが、多くなると管理不能におちいる。高宗・永徽三年（652）の戸数は380万戸、中宗・神龍元年（705）のそれは六百万戸余り、玄宗・開元十四年（726）は七百万戸余り、開元二十四年（736）には八百万戸を超え、ほぼ限界点に到達していた（『唐会要』卷八四戸口数）。神龍元年から開元十四年の約百万戸の増加は、開元九年（721）に始まる宇文融の括戸政策によって括出された逃戸八十万戸がその実体であろう。そこからさらに開元二十四年には約百万戸の増加があった。ここにいたって戸籍管理は事実上放棄される。

建中元年（780）の楊炎の上奏文は、租庸調制の問題点とその衰退原因を指摘するなかで、開元年間の戸籍管理放棄についてつぎのように述べている。

そのかみ令式を制定したとき、国家には租賦庸調の法がありました。開元年間、玄宗皇帝は道徳を修め、寛仁を統治理念とされました。それゆえ戸籍文書を整理されなかったため、民戸は溢れ出してとどめようもなく、人丁はいよいよ死亡して旧戸籍と異なるようになり、田畑は人手を渡り歩いて旧額と違うものになり、貧富の昇降によって旧来の戸等とは異なるようになってしまいました。戸部はいたずらに実体のない古い戸籍を管理するだけで、その時の実態を把握できていなかったのです。……（初定令式、國家有租賦庸調之法。開元中、玄宗修道徳、以寛仁爲理本、故不爲版籍之書、人戸寢溢、隄防不禁、丁口轉死、非舊名矣、田畝移換、非舊額矣、貧富升降、非舊第矣。戸部徒以空文、總其故書、蓋得非當時之實。……『旧唐書』卷一一八楊炎伝）。

玄宗の「道徳」による戸籍管理の放棄は、戸口数のさらなる増大をもたらし、正丁数、耕作地の占有面積、戸等の実態把握を不可能にした。戸部は、この実体のない旧戸籍にもとづいて、煩雑な

財務運営をおこなっていたのである。戸籍管理の放棄は、戸籍に記載する戸口数、正丁数、耕作地の占有面積、戸等の事実上の固定（定額）化を準備したはずである。楊炎が「旧額」を問題にしていることも、これと関連しているであろう。

かくして開元二十四年（736）には、収入支出項目の整理とその定額化による財務運営の簡素化とが提言されるようになった。開元二十四年三月六日の宰相李林甫による「長行旨条」五巻の編纂とそれにもとづく財務運営である。⁽²⁸⁾その経緯について、『唐会要』巻五九度支員外郎条はつぎのように記している。

開元二十四年三月六日、戸部尚書同中書門下三品（宰相）李林甫が上奏した、「租庸・丁防・和糶・雑支・春綵・稅草の諸項目の旨符は、従来毎年一度作成していました。州府や諸司の計算によれば、五十余万枚の紙が必要になるはずですが、なおこれらを百司にも抄写させるので、事態は甚だ煩瑣になっています。条目が多いため、詳しく十分に検証することも難しいのです。定額がないことによって支出・徵稅が安定せず、これによって情宜が生じ、あわせて奸偽を助長するのです。わたくし今、採訪使・朝集使と協議し、人民にとって穩便でなく、その土地に産出しない稅物があれば、事情にしたがって改定し、穩便となるよう努めます。人民が定準を理解し、政治に必ず恒規のあることを願ひ、「常行旨符」五巻を編成します。省司は毎年ただ支出すべき物数により、皇帝の決裁をへたうえで頒布しますので、每州一・二枚丁度の紙を、駅通によって送附するだけです」。勅旨に「依れ」とあった（開元二十四年三月六日、戸部尚書同中書門下三品李林甫奏、租庸・丁防・和糶・雑支・春綵・稅草諸色旨符、承前毎年一造、據州府及諸司計、紙當五十餘萬張。仍差百司抄寫、事甚勞煩。條目既多、詳檢難備。緣無定額、支稅不恒。因此涉情、兼長奸偽。臣今與採訪使・朝集使商量、有不穩便於人、非當土所出者、隨事沿革、務使允便。即望人知定準、政必有恒、編成五卷、以為常行旨符。省司每年但據應支物數、進書〔『唐會要』巻五八戸部尚書條引作畫字、是也〕頒行。每州不過一兩紙、仍附驛送。勅旨依）。

これによれば、租庸（正稅）・丁防（軍役）・和糶（穀物買付）・雑支・春綵（貢獻物）・稅草（飼料）等の各稅目・支出項目につき、毎年徵収分配命令書を作成するのに、五十余万紙を費やし、さらに官司ごとにそれらを転写していかなければならなかったため、財務はきわめて煩瑣になっていた。その原因は、項目が多くて詳細に検証しつくすことが難しく、また定額がないので租稅の徵収・支出に經常性を欠くことにあった。そこで『常行旨符（長行旨条）』五巻を編定し、尚書省各官司がこれに依拠して毎年支出すべき物数を書き上げて、各州に頒行したので、各州一・二枚の紙で済んだというのである。⁽²⁹⁾

この記述によれば、「長行旨条」にもとづく財務運営は、比較的長期にわたって適用される定額制を基盤とするものであり、毎年の支出財物数を前提に、各州に財物の徵収割り当てを指令する、事実上の「量出制入」の採用であったことがわかる。

『大唐六典』巻十九司農寺条原注には、「毎年諸司に支出する雜物には各おの定額がある。開元二十三年勅には、費用がきわめて多いので、光祿寺・左右羽林・左右万騎・左右三衛・閑廐使・五坊使・洛城西門・東宮・南衛の諸厨、及び總監・司農・鴻臚等の官司の年間支出雜物を停止・減額し、ならびに少府監の庫内の旧物四十余万を括出した（毎年支諸司雜物各有定額。開元二十三年勅

以為、費用過多。遂停減光祿寺・左右羽林・左右萬騎・左右三衛・閑廐使・五坊使・洛城西門・東宮・南衙諸厨、及總監・司農・鴻臚等司年支雜物、并括少府監庫内舊物四百（私案百當作十）餘萬」とあって、開元二十三年の段階で、毎年諸官司に支出される雑物にはすでに定額があったことを伝えている。開元二十四年の「長行旨条」の施行は、すでに存在しはじめていた定額制を全面的に展開するものであったと考えてよい。

「長行旨条」による財務運営については、三つの事例が残っている。第一は、天宝五載（746）の制勅である。玄宗は、つぎのように命じている。

……天下の百姓のうち、明らかに貧窮し、まったく生存できない者には、租庸について先頃長行旨条を作り、每郷十丁分の徴収を免除した。しかしなお編戸の中には困窮するものが多いのではないだろうか。免除対象数が少ないので、中には優遇されていない者もあろう。もしこの種のものがいるのなら、なお心痛むことである。特に每郷三十丁分を免除し、旨条に準拠して処置し、資産がすこしずつ蓄積するのを待って、常法によることとするのがよい。……（……其天下百姓有灼然單貧不存濟者、縁租庸先立長行、每郷量放十丁。猶恐編戸之中、懸罄者衆。限數既少、或未優洽。若有此色、尚軫于懷。特宜每郷前放三十丁、仍準旨條處分。待資産稍成、任依恒式。……『文苑英華』卷四三三「安養百姓及諸改革制」）

『玉海』卷一七九「唐賦役法」条には、「天寶五載、詔貧者每郷免三十丁租庸」とあって、この詔勅が、玄宗天宝五載のものであることがわかる。ここでは貧窮者の救済のために、「長行旨条」によって租庸調の税額算出単位となっている丁数をすでに每郷十丁分免除していたのを、実状にあわせてさらに免除丁数を三十丁増やすように命じているのである。これによって郷が租税収取単位であり、「長行旨条」のなかに各郷一律十丁分の租税免除が定額化されていたことがわかる。

第二の事例は、肅宗・乾元三年（760）二月の詔勅である。そこには、こうある。

詔する、天下の百姓のうち、明らかに貧窮し、まったく生存できない者には、先頃長行旨条により対象限度を設け、租庸については每郷十丁分の徴収を免除した。しかしなお編戸の中には困窮するものが多いのではないだろうか。免除対象数が少ないので、中には優遇されていない者もあろう。実に立ち行かぬ者については、每郷更に考量して徴収免除をおこなうがよい（詔其天下百姓、灼然單貧、交不存者、縁租庸先立限長行、每郷量降十丁。猶恐編戸之中、懸罄者衆。限數既少、或未優矜。其實不支濟者、宜令每郷量更矜放。『冊府元龜』卷四九〇邦計部二）。

この詔勅は、先の実例の踏襲である。しかし、免除丁数を増やすように命じているのみであり、具体的な丁数の表示はない。実効性は、はなはだ疑わしい。ただこれによって、「長行旨条」の各郷一律十丁分の租税免除が恒式としてなお踏襲されていたことがわかる。

第三の事例に、代宗・大暦四年（769）正月十八日の詔勅がある。それによれば、「長行旨条」によって、九等戸制を基準とする税銭の徴収命令が発せられている。舒州刺史独孤及によれば、舒州にはこの時期毎年31万貫の税銭が賦課されており、州ごとに定額化されていたことが分かる。これらによって「長行旨条」が両税法施行のほぼ直前まで用いられていたことがわかる。

しかし一方では、安史の乱以後、軍事費を捻出するために、租庸調以外に様々な賦斂がかけられ、「長行旨条」による租税徴収と分配は危機に瀕していた。先に挙げた「長行旨条」の各郷一律十

丁分の租税免除規定に対する追加免除についていえば、一定の丁額数の免除ではなく、「宣令毎郷量更秤放」とあって、各郷にまかされており、実効性も疑わしい。

杜佑は、安史の乱から両税法成立にいたる過程をつぎのように書き残している

……安史の乱が起こってのち、経費は完具しなくなった。かくして数多の名目の租税がかけられ、まるで恒数はなくなってしまった。貪吏が横暴を働いて悪事をなしても、法令で取り締まることができず、庶民は告訴しようもなかった。……建中元年の新令は、(数多の賦斂を)すべて両税にとりいれたので、恒額が成立して租税加徴の手だてがなくなり、浮浪はすべて収容され、納税規避の余地もなくなった。(……自兵興以後、経費不完、於是徵斂多名、且無恒數。貪吏横恣、因縁為姦、法令莫得檢制、烝庶不知告訴。……建中新令、並入兩税、恒額既立、加益莫由。浮浪悉收、規避無所。『通典』卷七丁中条論)

陸贄も、つぎのように述べている。

大暦年間には正規でない賦斂がかけられ、急いで軍事費に供給したが、折估・宣索・進奉の類は、すでに皆な両税のなかに入っている(大暦中非法賦斂、急備供軍、折估宣索進奉之類者、既並收入兩税矣)。

天宝年間以後、戦争がしばしば起り、法制は消滅してしまった。……誅求・搾取が日月とともに増長し、積もりつもって大暦年間にいたった。所謂搾取の極めて甚だしいものである。今この極めて甚だしい数を総て取り入れ、両税法を制定したのである(自天寶以後、師旅數起、法度消亡。……誅求刻剥、日長月滋、積累以至於大暦之間。所謂取之極甚者也。今既摠收極甚之數、定為兩税矣。『翰苑集』卷二二中書奏議「均節賦稅恤百姓六條」)。

両税法は、天宝年間・安史の乱以後の急激な軍事費の増加に対応してかけられた法定外の賦斂を前提として制定したものである。すなわちこれら様ざまな制度外賦斂の大暦年間最高徴収額(極甚之數)を定額(恒額)とし、これを両税法により斛斗(穀物)と税錢(錢物)とに区分して收取したのである。両税法は、危機に瀕していた「長行旨条」の定額制をあらたな最高実収額を前提として再現したものといつてよい。

租庸調制による收取をはるかにこえる制度外賦斂の最高実収額を前提にする以上、もはや租庸調制およびそれを前提とする「長行旨条」を継続することは困難であった。両税法以後、「長行旨条」にかわって、年度ごとの旨符・旨条があらわれ、財務にかかわる重要な変更があると、定制として旨符に編入されるようになる。管見の限りで言えば、二つの事例が残っている。

第一の事例は、元和四年(809)十二月の度支上奏である。それは、著名な裴垍による両税法改革案である。そこには、①州県地方官の正規給料のうち、錢額部分の半分を現錢で支給すること、②留使・留州経費中の雑給用錢部分は、皆な京師上供の際に適用される中估によって折納された反物を錢額に充当すること、③両税戸の税錢額が小額で、一端・一匹に至らないときは、絲・綿に代替して納入すること、④旧例として雑物や斛斗を徴収して経費にあてているばあいは、旧例によって処理すること、⑤諸道の留使錢には、さきに本州(会府)の旧来の留使錢額と上供用両税錢額を充当し、不足するばあいには、管内諸州に対し、その州の收取する両税錢額にもとづいて不足分徴収額を均等に割り当てること、さらに⑥旧来諸州から留使錢として道に送られていた錢額は、夏税収納の日限によって上都長安へ送ることを提案し、そのうえで度支司がこれを「次年の旨符に入れて定

制とする（度支収入次年旨符，便為定制）」ことを提案している。この提案を受けて、皇帝は、さらにいくつかの条件をつけたうえで、「今年の旨条に編入して恒制とする（仍使編入今年旨條以為恒制）」ことを命じている⁽³²⁾。

ここでは、両税三分制の改革のみならず、官員給与の支給方法、道・州地方経費の構成・分配、さらには各両税戸に対する両税收取方法のような細部にわたる規定まで、「旨符」への編入によって、定制（恒制）とすることが述べられている。すなわち両税法下の両税收取定額、その分配定額、経費使用法は、旨符の編纂によって指示されているのである。

また文中に今年旨符・次年旨条と呼ばれているように、旨符（旨条）は毎年年頭に発布されており、年度当初の財政指針として機能していたことが分かる。この旨符が「長行旨条」とは異なるものであることは、両税法を前提としていて、すでに收取内容・分配方法が大きく異なっていること、および長行の名を付されていないことからわかる。「長行旨条」の一定部分を継承していたことは推定できるが、租調役（租庸調）から両税・専売へ、收取法とその分配関係が根本的に変化した以上、「長行旨条」の単なる改訂による継続使用は不可能であったに違いない。

第二の事例は、元和十五年（820）八月の中書門下（宰相府）上奏である。それは、ともに租税支払手段であった鑄造貨幣と反物（実物貨幣）との比価に4倍もの差を生じるようになったいわゆる「錢重貨輕」現象に対処するために、両税錢額部分をすべてその地方で生産される反物・繊維で徴収することを提案したものである。すなわち、中書門下（宰相府）は、両税とは課税原理が異なる専売収入をのぞき、両税上供・留使・留州錢額をすべて折納によって反物・繊維で納入すること、および折納にあたって適用すべき估価を指示し、これらを「箇条書き条文にして旨符に編入する（仍作條件處置，編入旨符）」ことを提案し、裁可されている⁽³³⁾。これも両税の錢額部分（現錢額と折納による物納錢額）をすべて物納に改める提案であり、かなり大きな両税收取原則の改訂であった〔渡辺2012〕。

このほか、地方からの貢献や両税の徴取期日についても旨符・旨条に準拠することが指示されている⁽³⁴⁾。両税を基軸とする唐代後半期の財務は、旨符・旨条にもとづいて運営されたのである。

両税法下の財務は、毎年正月から十二月末までを年度とし、年頭に開示される編成旨符の財政指針によって実施され、年末を区切りとする会計報告と地方からの監査報告によって運営された。旨符は、定額制を基礎とする両税・専売收取とその收取内容、両税三分制をはじめとする分配規定、経費構成の細目にまで及び、比較的長期にわたって財務運営の指針となったが、時時に問題提起があると官僚会議（集議）に付され、中書門下（宰相府）による検討・成案化をふまえて皇帝が裁可し、改訂されてゆくものであった。

おわりに

唐代前期律令制下の財務運営は、正丁に賦課される租・調・役（正役二十日）を財源とし、度支司が収入見積もりとその再配分計画および統一的物流指令をおこない、当該州府で生産された税物を当該州府の正役・雑徭労働を動員して指定された需要目的地にまで直接に輸送するものであり、「量入為出」を原則とした。しかし開元二十一（733）・二十二年（734）の裴耀卿の漕運改革を転機

として年間四百万丁におよぶ正丁による輸送労働はしだいに姿を消し、正役負担は全面的に庸物納入に転換し、租庸調制に移行する〔渡辺2010〕。開元二十年代における租調役制から租庸調制への転換は、戸籍管理の放棄とあいまって、収支にわたる定額制を基礎とする「長行旨条」による財務運営を出現させた。ここに実体的には、定額制を基礎とする「量出制入」の財務運営が出現したとってよい。

租庸調制・定額制・「長行旨条」による財務運営は、天宝期、とりわけ安史の乱以後急増した軍事経費・養兵費をまかなうために出現した様ざまな制度外賦斂の膨張なかで危機に瀕するようになった。

建中元年（780）の両税法は、様ざまな制度外賦斂によって達成された大暦年間の各州最高実収額を両税定額として設定しなおし、これを上供（中央経費）・留使（地方道経費）・留州（地方州府経費）に再分配して、新たな定額制にもとづく財務運営を構築したものである。それは、45年間の租庸調制・「長行旨条」・定額制による財務運営にかえて両税・専売制と旨符編成とによる運営に転換することにより、本格的な「量出制入」による財務運営を開始した。ただ「量出制入」は、収入・支出ともに定額制を基盤とする財務運営であり、収入定額に重みを持たせるときには、「量入為出」とも称しえた。また「量出制入」は、長期的に収支基準を固定することによって、収支均衡をはかる財務運営方式であり、予算制度に基づく財務運営ではない。それはまた単年度ごとに正月に中央政府が発布する旨符（財政指針）と毎年度末十二月に三司使が宰相府に提出する会計報告および諸道節度使・觀察使が戸部尚書比部司に提出する勾帳（財務監査調書）とによって運営されるものであった。収支にわたる定額制はその基準値を示すものであった。それゆえ定額制は、定額以外の余剰、欠損が出ることを前提にするものであり、この余剰・欠損の運用・埋め合わせによる定額維持が、「量入為出」の「量」と「為」の操作対象であったとってよい。「量入為出」から「量出制入」への転換の本質は、収支ともに詳細な定額制にもとづく財務運営の出現である。

北宋以後の「量出制入」にもとづく財務運営の基本的な枠組みは、開元二十四年（736）の租庸調制・「長行旨条」・定額制を濫觴とし、建中元年（780）の両税法・編成旨符・定額制によって形成された。聖人が制作した『礼記』王制篇の古典的財務原則である「量入為出」に対抗してまで、楊炎が「量出制入」を標榜しえたのは、半世紀におよぶ準備期間のうえに立っていたからである。その実体である定額制は、両税・専売収入、経費分配、および経費支出の各細目にわたって設定された。それは、やがてまた定額外の羨余財物を生み出し、定額外の様ざまな制度外収取をも出現させ、ついには清朝にいたって租税請負（包覽）を出現させる制度基盤ともなっていたのである〔宮澤知之1999〕。

註

(1)——たとえば、『続資治通鑑長編』卷一二五仁宗宝元元年（1037）十一月癸卯条に「時陝西用兵，調費日蹙。（宋）祁上疏論三冗三費曰，兵以食為本，食以貨為資。誠聖人所以一天下之具也。以天下取之，以天下用之，量入為出，故天子不得私焉。今左藏無積年之儲，太倉無三歲之粟，南方冶銅置而不發。承平如此，已自彫困，何哉。

良由取之既殫，用之無度」とある。

(2)——『冊府元龜』卷四九三邦計部山沢一に「大暦末，通計一歲征賦所入，總一千三百萬貫，而鹽利過半」とあり，租税収入と塩専売収入とがあい半ばしたことを伝える。ただこれは、建中元年の前年の中央政府収入分であろう。

(3)——陸贄『翰苑集』卷二二「均節賦稅恤百姓六條」其一「論兩稅之弊，須有釐革」に「每州各取大曆中一年科率錢穀數最多者，便為兩稅定額。此乃採非法之權令，以為經制。揔無名之暴賦，以立恒規。……大曆中非法賦斂，急備供軍，折估・宣索・進奉之類者，既並收入兩稅矣。今於兩稅之外，非法之事，復又並存。此則人益困窮，其事六也。」とある。兩稅定額算定の前提となったのは，租庸調だけではなく大曆年間に主として軍事経費捻出の必要からあいついで取収された折估・宣索・進奉などの非法の賦斂であった。ただし穀物取収部分については，『旧唐書』卷四一食貨志上に「建中元年二月，遣黜陟使分行天下，其詔略曰，……其田畝之稅，率以大曆十四年墾數為準。徵夏稅無過六月，秋稅無過十一月」とあって，前年の大曆十四年の墾田数を基準に定額を設定している。

(4)——『冊府元龜』卷三一七宰輔部正直二に「鄭珣瑜，貞元末為相，時李實以恩幸為京兆尹。剝下以進奉。珣瑜乃責實狀以為，留守錢皆有定額。有餘即當還度支。進奉錢乃出何色。使實上其對，將罷黜之。實有恩，故終不行」とある。

(5)——『唐會要』卷八三租稅上条に「(元和)五年正月，度支奏，諸府州見錢，准勅，宜於管内州，據都徵錢數，逐貫均配。其先不徵見錢州郡，不在分配限，都配定一州見錢數，任刺史看百姓穩便處置。其勅文不加減者，即准州府所申為定額。如于勅額見錢外，輒擅配一錢，及納物不依送省中估，刺史縣令錄事參軍，請與節級科貶」とある。別に『唐會要』卷五八戸部尚書条に「元和五年二月，戸部尚書李仁素准元和四年五月敕，釐革諸道州府應徵留使留州錢物色目，并帶使州合送省錢便充留州給用等，據諸道申報，除與敕文相當外，或稱土宜不同，須重額令起置者。諸州府先配供軍錢，迴令送省，帶使州府，先配送省，以便留供軍。即供軍見錢盡在帶使州府，事頗偏併，宜令于管内州，據都徵錢數，逐貫均配。其元不徵見錢州郡，不在分配限，如坊郭戸配見錢須多，鄉村戸配見錢須少。即但都配定見錢一州數，任刺史於數内看百姓穩便處置。其敕文不加減者，即准州數，申為定額，如于勅額見錢外，輒擅配一錢，及納物不依送省中者，刺史縣令錄事參軍，節級科貶焉」とあって，より詳しい状況がわかるが，正月ではなく二月のこととなっている。

(6)——『冊府元龜』卷四八八賦稅二に「大中四年正月大赦節文」に「其天下諸州府百姓，兩稅之外，輒不許更有差率。已頻申勅，尚恐因循。宜委御史臺，切加糾察，如有違犯，縣令錄事參軍判官，節級科責，長吏不存勾當，亦委臺司，察訪聞奏。其諸道州府應所征兩稅正段等物，

留留使錢物納正段等，虛實估價及見錢，從來皆有定額。如聞，近日或有於虛價數内，徵實估物，又其分數亦不盡依勅條。宜委長吏，切加遵守。苟有違越，必議科繩，本判及專知官，當重懲責」とある。反物による折納錢額部分は，さらに実估価格と虚估価格による錢額換算の二種類がある。兩稅錢額部分は，現錢（鑄造貨幣），各州の時估にもとづいて反物を代替納入する錢額部分，時估に優待価格を上乗せした価格によって反物を代替納入する錢額部分の三つの部分に分かれていたのである。

また『唐會要』卷八四租稅下条に「元和十五年八月，中書門下奏，伏準今年閏正月十七日勅，令百僚議錢貨輕重者。今據群官戸部尚書楊於陵等，伏請天下兩稅榷酒鹽利等，悉以布帛絲綿，任土所產物充稅，並不徵見錢，則物漸重錢漸輕，農人且免賤賣正帛者。伏以群官所議，事皆至當，深利公私。請商量付度支，據諸州府應徵兩稅供上都及留州留使舊額，起元和十年以後，並改配端正斤兩之物為稅額。如大曆以前租庸課調，不計錢，令其折納，使人知定制，供辦有常。仍約元和十五年徵納布帛等估價，其有舊納虛估物，與依虛估物迴計。如舊納實估物並見錢，即于端正斤兩上，量加估價迴計。變法在長其物價，價長則永利公私。初雖徵有加饒，法行即當就實。比舊給用，固利而不害，仍作條件處置，編入旨符。其鹽利酒利，本以榷率計錢，有殊兩稅之名，不可除去錢額。但舊額中有令納錢者，亦請令折納時估匹段。官既不專以錢為稅，人得以所產用輸，則錢貨必均其輕重，隴畝自廣于蠶織，便時惠下，庶得其宜。其土乏絲麻，或地連邊塞，風俗既異，賦入不同，請商量委所司裁酌，隨便宜處置，勅旨，宜依」とあり，各州から送付される上供・留使・留州錢物，および塩・酒の専売に旧額（定額）があったことをつたえている。

(7)——『文苑英華』卷四二三「會昌二年(842)四月二十三日上尊号敕文」に「州府兩稅物斛斗，每年各有定額。徵科之日，皆申省司，除上供之外，留後・留州，任於額内，方圓給用。縱有餘羨，亦許州使留備水旱。其留使錢物，更令諸道，分析破用去處，所立文帳，皆是構虛文，百姓懇田，承前已申頃畝及斛斗單數，近年又令其人戸稅錢等第，懇田水陸頃畝，挾縣鄉分析。徒為繁弊，無益政途。今年已後並宜停送」とある。

(8)——『冊府元龜』卷四八八賦稅二文宗太和五年条に「五年十一月，詔曰，鄆曹濮淄青登齊萊兗海沂密等十二州，自頃年收復已來，屬中外多故，徵賦輕重，或未均平。今三道守臣，無非循吏，百姓安逸，流亡盡歸。須於此時，立一經制，宜令諫議大夫王彥威，充勘定兩稅使，仍與令狐楚等審商量，其兩稅榷酒及徵物正數虛實估價，并留州

留使上供等錢物斛斗，比類諸道，一一開項分析，平均攤配，立一定額，使人知常數，不可加減，廻日具件聞奏」とある。

(9)——『唐会要』卷八八塩鉄使条に「(太和)三年四月，勅安邑解縣兩池權課，以實錢一百萬貫為定額。至大中元年正月，勅但取正段精好，不必計舊額錢數。及大中六年，度支收權利一百二十一萬五千餘貫」とある。大中六年の収入額によれば，ここでは必ずしも定額が墨守されてはならず，基準額のような機能を果たしている。

(10)——『冊府元龜』卷四九三邦計部山沢一に「(元和)八年四月，鹽鐵使刑部侍郎王播奏，應管江淮兗鄆等鹽院，元和七年，計收鹽錢六百七十八萬四千四百貫，比未改法已前舊鹽利，總約時價，四倍加擡，計成虛錢一千二（私案二字當作七字）百一十七萬九十貫。其二百一十八萬六千三百貫，充糶鹽本。其一千四百九十九萬二千六百貫，充權利。請以利付度支收管。從之」とあり，総収入1717万8900貫から糶塩本218万6300貫を引いて，1499万2600貫を度支に収納している。すなわち総収入の約13%の生産費用を計上している。

(11)——『唐書』卷五四食貨志に「劉晏之始至也，鹽利歲纔四十萬緡，至大曆末，六百餘萬緡。天下之賦，鹽利居半」とあり，大曆末年の六百万貫が定額となつたのであろう。なお，同様の記事は，前掲註(2)『冊府元龜』卷四九三邦計部山沢一にもある。

(12)——『冊府元龜』卷五〇四榷酤条に「(憲宗元和)六年六月，京兆府奏，榷酒錢，除出正酒戶外，一切隨兩稅青苗錢，據貫均率。從之。十四年七月，湖州刺史李應奏，先是官酤代百姓納榷。歲月既久，為弊滋深。伏望，許令百姓，自取酤登舊額，仍許入兩稅，隨貫均出。依舊例折納輕貨送上都。許之（榷酒錢，舊皆隨兩稅徵衆戶。自貞元已來，有土者競為進奉。故上言百姓困弊，輸納不充，請置官坊酤酒以代之）」とある。榷酒には，酒戸に課税するばあいと兩税に付隨して兩税戸から徵収するばあいとがあった。いずれのばあいも，文中に旧額とあるように，定額が規定されていた。

(13)——『冊府元龜』卷四九四邦計部山沢二に「(太和)九年九月，鹽鐵轉運使王涯奏請變江淮嶺南茶法，并請加稅以贍邦計。十二月，諸道鹽鐵轉運榷茶等使左僕射令狐楚奏，新置榷茶使額，……。(開成二年)九月，浙江觀察使盧商奏，常州自開成元年七月二十六日，勅以茶務委州縣，至年終，所收以溢額五千六百六十九貫，比類鹽鐵場院正額元數，加數倍已上。伏請增加正額。詔戶部鹽鐵商量，並請依州司所奏。從之」とある。

(14)——『冊府元龜』卷四八六邦計部戶籍条に「開成二

年正月，戶部侍郎判度支王彥威進所撰供軍圖。其表略曰，……長慶戶口凡三百三十五萬，而兵額又約九十九萬。通計三戸資奉一兵。今計天下租賦，一歲所入，總不過三千五百餘萬。而上供之數，三之一焉。三分之中，二給衣賜。自留州使兵士衣食之外，其餘四十萬衆。仰給度支」とある。

(15)——『唐会要』卷六九州府及縣加減官条に「太和二年十月，西川觀察使奏，加減管内州官員，彭州濠陽縣，眉州彭山縣，邛州安仁縣尉各兩員，今請減一員。漢州雒縣・什邡縣尉各一員，今請更加一員。綿竹縣元無縣尉，今請置尉一員。眉州文學參軍共三員，今請減參軍一員。邛州文學參軍二員，今請減一員。漢州並無文學參軍，今請各置一員。其料課・職田・祿米等，伏望各依元額支給。從之」とある。

(16)——『唐会要』卷九二内外官料錢条に「太和四年七月，吏部奏，應比遠道州縣官課料錢，請令依元額課料支給，不得更有欠折。勅旨，依奏」とある。

(17)——『唐会要』卷七九諸使雜錄下条に「(大中)六年十二月，中書門下奏，應諸道節度使觀察團練使防禦經畧等使，所請俸料・職田・祿粟・時服・雜給，並諸色人事用度等，先奉聖旨，令條流奏來者。伏以藩鎮之任，寄切分憂，一方慘舒，繫在長吏。近者所在軍府，多稱窮空，因緣增添，費用滋廣，不遵往例，惟徇人情，物力既困於公家，誅歛終歸於百姓，稍能整革，裨益實多。置使（『四庫全書』作處置）之初，必有定額。歲月深遠，或多更改。望令諸道帥臣及長吏，各詢訪事例，僉尋簿書。其間苟踰舊規，及有新置，並宜除去。務在至公。於軍府州鎮經營利綱等項，相承既久，併絕則難，有害於人，亦宜禁止。奉勅，宜依」とある。

(18)——『唐会要』卷八八倉及常平倉条に「開成元年八月，戶部奏，應諸州府所置常平義倉，伏請起今後，通公私田畝，別納粟一升。逐年添置義倉，斂之至輕，事必通濟。歲月稍久，自致充盈。縱逢水旱之災，永絕流亡之慮。勅從之。其年十一月，忠武軍節度使杜悰・邠寧軍節度使王源奏請當道常平義倉斛斗，除元額外，別置十萬石，以備凶年。從之」とある。

(19)——『唐会要』卷六四集賢院条に「其年（元和二年・807）閏十二月，集賢殿大學士中書侍郎平章事武元衡奏，以厨料欠少，更請本錢一千貫文收利充用，置捉錢四人。其所置請用直官及寫御書各兩員，每員捉錢二百五十貫文為定額，即免額外置人。勅旨，已配捉錢人，宜至年滿，准舊例處分。其闕便停，不得更補。餘依奏」とある。

(20)——『唐会要』卷六九刺史下条に「(大中)五年(851)九月，中書門下奏，……應諸州刺史初到任，准例皆有一

擔什物。離任時亦例有資送，成例已久，州司各有定額。准乾元元年，及至德二載，并會昌元年制勅，只禁科率所由，抑配人戶，至於用州司公廩，及雜利潤，天下州郡皆自有矩制。緣未嘗有明勅處分，多被無良人吏百姓，便致詞告云是贓犯。自今已後，應刺史下擔什物，及除替送錢物，但不率斂官吏，不科配百姓，一任各守州郡舊規，亦不得分外別有添置。若輒率斂科，故違勅條，當以入已贓犯法，餘望准前後勅處分。勅旨，宜依。仍編入格令，永為常式」とある。

(21)——『文苑英華』卷四三九「誅逆人蘇佐明德音（開成二年六月八日）」に「度支鹽鐵戶部及州府百姓應供官禁，年支一物已上，並准貞元中額為定。度支檢勘，具元和以來加配，合停色數，二十日內，分析聞奏。并散下州府供司，各令知悉」とある。

(22)——『唐會要』卷八五定戶等第條に「貞元四年正月敕文，天下兩稅，更審定等第，仍令三年一定，以為常式。……（元和）十五年二月敕節文，天下百姓，自屬艱難，棄于鄉井，戶部版籍，虛繫姓名。建中元年已來，改革舊制，悉歸兩稅。法久則弊，奸濫益生。自今已後，宜準例三年一定兩稅。非論土著客居，但據資產差率」とある。この三年ごとの定戸にもとづく兩稅額の改定は，敬宗長慶四年（824）三月制によって五年ごとに改められる（『冊府元龜』卷四八八邦計部賦稅二）。これら三年・五年ごとの改定があまり実効性をもたなかったことは，元稹『元氏長慶集』卷三八「同州奏均田狀」に「當州兩稅地。右件地並是貞元四年檢責，至今已三十三年。其間人戶遷移，田地荒廢，又近河諸縣，每年河路吞侵，沙苑側近，日有沙磧填掩。百姓稅額已定，皆是虛額徵率」とあることから分かる。

(23)——元稹『元氏長慶集』卷三八「同州奏均田狀」に「當州兩稅地。……致使窮獨逋亡，賦稅不辦，州縣轉破，實在於斯。臣自到州，便欲差官檢量，又慮疲人煩擾，昨因農務稍暇，臣遂設法，各令百姓，自通手實狀，又令里正書手等，傍為穩審，並不遣官吏，擅到村鄉。百姓等皆知臣欲一例均平，所通田地，略無欺隱。臣便據所通，悉與除去逃戶荒地及河侵沙掩等地，其餘見定頃畝，然取兩稅元額地數，通計七縣沃瘠，一例作分抽稅。自此貧富強弱，一切均平，徵斂賦租，庶無逋欠。三二年外，此州實冀稍校完全」とある。

(24)——『旧唐書』卷一六四王播伝に「明年正月，播復領鹽鐵轉運使。播既得舊職。乃于銅鹽之內，巧為賦斂，以事月進，名為羨餘，其實正額」とある。

(25)——『文苑英華』卷四二八「太和三年（829）十一月十八日敕文」に「天下州府兩稅占留錢，每年支用，各有

定額。其廻殘羨餘，準前後敕文，許充諸色公用。長慶四年二月三日制，亦具言緣無分明條件可使，執守刺史，每被舉按，即以坐贓論。須為立程，俾無甚弊。其州府應合公用羨餘物，并因循舊例，與格令不同者，並令尚書省御史臺，明立條件，散下州府，使知所守，永可遵行」とある。また『冊府元龜』卷五一一邦計部貪汚に「于臯睿，憲宗時為行營糧料使，并前糧料使董谿……又於正額供軍市糴錢物數內，抽充羨餘公廩諸色給用，計錢四萬一千三百貫」とある。これは，不法使用として処罰されている。

(26)——たとえば『唐會要』卷八五逃戶條に「會昌元年（841）正月制，安土重遷，黎民之性。苟非艱窘，豈至逃亡。將欲招綏，必在贖產。諸道頻遭災沴，州縣不為申奏，百姓輸納不辨，多有逃亡。長吏懼在官之時，破失人戶，或恐務免正稅，減尅料錢，祇于見在戶中，分外攤配。亦有破除逃戶桑地，以充稅錢。逃戶產業已無，歸還不得。見在戶每年加配，流亡轉多。自今已後，應州縣開成五年（840）已前，流亡之戶，宜即令所在觀察使刺史，差強明官，就村鄉，詣實檢會桑田屋宇等，仍勒令長，加檢校，租佃與人，勿令荒廢。據所得與納戶內征稅，有餘即官為收貯，待歸還給付。如欠少，即與收貯（『四庫全書』作破）。至歸還日，不須徵理。自今已後，二年不歸復者，即仰縣司，召人給付承佃，仍給公驗，任為永業。其逃戶錢草斛斗等，計留使錢物，合十分中三分已上者，並仰於當州當使雜給用錢內，方圓權落下，不得尅正員官吏料錢，及館驛使料，遞乘作民課等錢。仍任本戶歸復日，漸復元額」とある。このばあいは，雜給用錢費目による補填である。

(27)——羨余（進奉）錢物が未収租稅の穴埋めや保險的經費の財源になったことについては，以下の史料がある。『旧唐書』卷一五九崔群伝に「時憲宗急於盪寇，頗獎聚斂之臣，故藩府由是希旨，往往拊拾，目為進奉。處州刺史苗稷進羨餘錢七千貫，群議以為違詔，受之則失信於天下，請卻賜本州，代貧下租稅。時論美之」とあり，また『旧唐書』卷一四九婦崇敬伝附婦融伝に「開成元年，兼御史中丞・湖南觀察使盧周仁違敕進羨餘錢十萬貫。融奏曰，天下一家，何非君土。中外財賦，皆陛下府庫也。周仁輒陳小利，妄設異端，言南方火災，恐成灰燼，進於京國，姑徇私誠。入財貨以希恩，待朝廷而何淺。臣恐天下放效，以羨餘為名，因緣刻剝，生人受弊。周仁請行重責，以例列藩。其所進錢，請還湖南，代貧下租稅。詔周仁所進，於河陰院收貯，以備水旱」とある。ただし，美事とされたのであって，まれな事例である。なお宋代の羨余については青木敦〔1992〕参照。羨余錢物の存在は，定額制と相互依存関係にあることがわかる。

(28)——『長行旨条』五卷は、また『唐書』卷五八藝文志乙部刑法類に『度支長行旨』五卷として著録されている。

(29)——辺境地帯の諸軍の財政を担当する支度使と度支司が長行旨条を基準に単年度ごとの財務運営をおこなっていたことは、『大唐六典』卷三戸部尚書度支郎中条に「凡天下邊軍皆有支度之使，以計軍實糧仗之用。每歲所費，皆申度支，而會計之，以長行旨為準。支度使及軍州每年終各具破用見在數，申金部度支倉部勘會。開元二十四年數（『唐會要』卷五八戸部尚書条作勅，是也）以每年租耗（『唐會要』作稅，是也）雜支，輕重不類，令戸部修長行旨條五卷。諸州刺史縣令改替日，並令通相交付者，省司每年但據應支物數，進畫頒行，附驛通送。其支配處分，並依旨文為定，金部皆通覆而行之」とあることによつてわかる。

(30)——『唐會要』卷八三租稅上に「大曆四年正月十八日勅，百姓及王公已下，自今已後，宜准度支長行旨條，每年稅錢上上戸四千文，上中戸三千五百文，上下戸三千文，中上戸二千五百文，中中戸二千文，中下戸一千五百文，下上戸一千文，下中戸七百元，下下戸五百文。其現任官一品，准上上戸稅。九品准下下戸稅。餘品並准依此戸等稅。……」とある。

(31)——『毘陵集』卷十八「答楊賁処士書」に「每歲三十一萬貫之稅，悉鍾於三千五百人之家。謂之高戸者，歲出千貫，其次九百・八百貫，其次七百・六百貫，以是為差，九等最下，兼本丁租庸，猶輸四五十貫」とある。前掲註(30)の戸等割り当ての錢額と異なるのは、州ごとの稅錢定額とそれを負担する戸数の違いによると考えられる。

(32)——『唐會要』卷八三租稅上に「元和四年十二月，度支奏，諸州府應供上都兩稅匹段，及留使錢物等，自元和四年已後，據州縣官正料錢數內一半，任依省估例徵納見錢支給。仍先以郭下兩稅戸合納見錢充。如不足，即於當州兩稅錢內，據貫均配支給。其餘留使留州雜給用錢，即合委本州府，並依送省輕貨中估折納匹段充。如本戸稅錢較少，不成端正者，任折納絲綿充數。如舊例徵納雜物斛斗支用者，即任准舊例處分。應帶節度觀察使州府，合送上都兩稅錢，既須差綱發遣，其留使錢，又配管內諸州供送，事頗重疊。其諸道留使錢，各委節度觀察，先以本州舊額留使，及送上都兩稅錢充，如不足，即于管內諸州兩稅錢內，據貫均配。其諸州舊額供使錢，即隨夏稅日限收送上都，度支收入次年旨符，便為定制。伏以諸道兩稅徵歛不常，閭井之間，頗聞困弊。臣今類會如前。勅旨，自今已後，送省及留使匹段，不得剝徵折估錢。其供軍醬菜

等價直，合以留使錢充者。亦令見錢匹段均納。仍具每州每使合納見錢數，及州縣官俸料內一半見錢數，同分析聞奏。仍使編入今年旨條以為恒制，餘依。先是，方鎮皆以實估歛于人，虛估聞于上。宰相裴伯俛有司，奏請釐革，人受其賜」とある。

(33)——『旧唐書』卷二八食貨志上に、「元和十五年八月，中書門下奏，伏準今年閏正月十七日敕，令百僚議錢貨輕重者。今據群官楊於陵等議，伏請天下兩稅權鹽酒利等，悉以布帛絲綿，任土所產物充稅，並不徵見錢，則物漸重，錢漸輕，農人見（私案『唐會要』卷八四租稅下作且，是）免賤賣匹帛者。伏以群臣所議，事皆至當，深利公私。請商量付度支，據諸州府應徵兩稅，供上都及留州留使舊額，起元和十六年已後，並改配端匹斤兩之物為稅額，如大曆已前租庸課調，不〔用〕計錢，令其折納。使人知定制，供辦有常。仍約元和十五年徵納布帛等估價。其舊納虛估物，與依虛估物週計，如舊納實估物并見錢，即於端匹斤兩上量加估價週計。變法在長其物價，價長則永利公私，初雖微有加饒，法行即當就實，比舊給用，固利而不害。仍作條件處置，編入旨符。其鹽利酒利，本以權率計錢，有殊兩稅之名，不可除去錢額。〔但舊額〕中有令納見錢者，亦請令折納時估匹段。上既不專以錢為稅，人得以所產輸官，錢貨必均其重輕，隴畝自廣於蠶織，便時惠下，庶得其宜。其土乏絲麻，或地連邊塞，風俗更異，賦入不同，亦請商量委所司裁酌，隨便宜處置。詔從之」とある。

(34)——貢獻については、『文苑英華』卷四三五憲宗「亢旱撫恤百姓德音」（元和四年三月三日）に「自中原宿兵，調賦尤廣，更修無名之貢獻，必有無藝之徵求。或稱出於羨餘，或稱不破正稅。相因慕效，寢以成風。革弊立防，何切於此。其諸道進獻，除降誕・端午・冬至・元正，任以土貢，脩其慶賀。其餘雜進，除旨條所供，及犬馬鷹隼，時新滋味之外，一切勒停。如違越者，所進物送納左藏庫，仍委御史臺，具名聞奏。如諸道進奉後，尚務因循，或有聚歛，亦委出使郎官御史，察訪聞奏」とあり，兩稅徵收期日については、『冊府元龜』卷四八八賦稅二に「穆宗以元和十五年正月即位。閏正月戸部侍郎判度支崔俊奏，淄青兗海鄆曹等三道及淮蔡申光等州，勘定兩稅錢物斛斗等。奉今年正月二十二日勅，前件州郡，久陷賊廷。將定差科，切在均一。宜令度支郎中趙植專往，與所在觀察使刺史，審實勘定聞奏。伏以道路遙遠，准旨條，夏稅六月一日起徵。若待使廻覆奏。即蚕桑已過，徵稅失時，制使或臨，又頗勞擾。伏請各委本州刺史，審量物力，約舊配額，比類隣州徵稅輕重，及土地物產厚薄，定兩稅錢物斛斗類，並具送上都及留州刺史等額，分折聞奏。務使平允，不得令已後致有申論。從之」とある。

主要参考文献

- 青木 敦 1992年「南宋の羨餘と地方財政」『東洋学報』第73号第3・4合併号
大津 透 2006年『日唐律令制の財政構造』岩波書店, 第1部第1章「唐律令国家の予算について——儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符試積」(初出1986年)
鞠 清遠 1944年『唐代財政史』国書出版(中島敏訳, 初出1940年, 商務印書館)
斯波義信 1988年『宋代江南経済史の研究』汲古書院
島居一康 1993年『宋代税政史研究』汲古書院
長井千秋 1995年「南宋期 鎮江府の秋苗米と原額」『史林』第78巻第6号
中村裕一 1971年「唐代内蔵庫の変容——進奉を中心に」『待兼山論叢』第4号
日野開三郎 1982年『日野開三郎東洋史学論集』第4巻, 三一書房, 「唐代兩税法の研究・本篇」
船越泰次 1996年『唐代兩税法研究』汲古書院
宮澤知之 1998年『宋代中国の国家と財政——財政・市場・貨幣』創文社
宮澤知之 1999年「中国専制国家財政の展開」『岩波講座世界歴史』9
宮澤知之 2010年「財政史研究」遠藤隆俊・平田茂樹・浅見洋二編『日本宋史研究の現状と課題——1980年代以降を中心に』汲古書院
渡辺信一郎 2010年『中国古代の国家と財政』汲古書院
渡辺信一郎 2012年「唐代後半期の物価と財務運営——元和十五年「錢重貨輕」議を中心に」『唐宋変革研究通訊』第3輯
陳 明光 1986年「『量出為入』与兩税法的税制原則」『歴史研究』1986年第1期
陳 明光 1989年「論唐朝兩税預算的定額管理体制」『中国史研究』1989年第1期
陳 明光 1991年『唐代財政史新編』中国財政經濟出版社
陳 明光 2003年「『兩税法』与唐朝財政管理体制变革之我見」『漢唐財政史論』岳麓書社
何 炳棣 1988年『中国古今土地数字的考积和評價』中国社会科学出版社
李 錦繡 2001年『唐代財政史稿』下巻, 北京大学出版社
李 錦繡 2009年『隋唐審計史略』昆侖出版社
吳 麗娛 1991年「也談兩税的『量出為入』与『定額給資』」『中国唐史学会論文集』三秦出版社

(京都府立大学, 国立歴史民俗博物館共同研究員)
(2012年9月26日受付, 2012年12月10日審査終了)

The Origin of Fixed Finances : The Transformation of Financial Administration in Tang Dynasty

WATANABE Shin'ichiro

The financial administration established in the first year of Jianzhong (780) was based on *liangshui* (two seasonal taxes) and imposed labor for the transportation of tax revenues (hereinafter, imposed labor); the administration's main characteristic was a concept of fixed finance for both revenue and expenditure. In this first year of the *liangshui* system, the Tang Dynasty set the fixed amounts to equal the highest amounts, which had been collected through a variety of taxes that were outside the system in each prefecture during the previous Dali Era. In addition, the tax collected was reallocated among *shanggong* (central expenditure), *liushi* (local circuit expenditure), and *liuzhou* (local prefectural expenditure) and for these as well, fixed finance was introduced as the foundation of financial administration. The system was a transformation from the financial administration based on taxes paid in produce or labor, permanently applicable directives, and fixed finance, which were transitionally implemented during the 45 years from the 24th year of the Kaiyuan Era (736) to the first year of Jianzhong. The administration consisting of the *liangshui* system, state monopoly, and imperial directives led to the start of financial administration by a full-scale fiscal practice involving "regulating revenue by estimating expenditure." Financial administration based on this policy was implemented by a three part procedure: 1) on the New Year's day of every fiscal year an imperial directive (financial guideline) was issued by the central government; 2) in December, at the end of the fiscal year, treasury reports were submitted to the Chancellor by three bureaus, the salt/iron monopoly and transport, accounting, and revenues; and 3) financial audit records were submitted by circuit military governors and inspectors to the Department of Judicial Control under the Minister of Revenues. It was also a financial administration system to fix the base amounts of revenue and expenditure by setting a long-term fixed amount and thus balance revenue and expenditure by managing any revenue shortfall or surplus. Financial administration based on such fixed finance, along with the *liangshui* and imposed labor system that form the foundations of the administration, were the basis of the public finances of the later autocratic state until it was virtually abolished by a system that determined the number of people to be taxed a fixed amount according to the policy of "no extra tax in times of prosperity" at the beginning of the 18th century, and the establishment of the land tax and poll tax in the middle of the 18th century.

Key words: Fixed finance, *liangshui* (two seasonal taxes), regulating expenditure by estimating revenue, regulating revenue by estimating expenditure, permanently applicable directives